

重要事項説明書 (居宅介護支援)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年大阪市条例第20号）」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 健 勝 会
代表者氏名	理事長 天 満 仁
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府中央区農人橋1丁目4番20号 特別養護老人ホーム さくら TEL 06-6947-5215 FAX 06-6947-5213
法人設立年月日	昭和55年 3月 7日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	南大江地域在宅サービスステーションさくら 居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業所番号	平成11年7月30日大阪府指令高第95-106号 (指定事業所番号) 2779400031
事業所所在地	大阪府中央区農人橋1丁目4番20号 特別養護老人ホーム さくら内 1階
連絡先 相談担当者	TEL 06-6947-3271 FAX 06-6947-5213 居宅介護支援事業所 介護支援専門員 山口 淑恵
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市 中央区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、介護支援専門員が利用者の相談に応じ、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるように、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。
運営の方針	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守するとともに、特に利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を配慮して、利用者自らの選択に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護サービスを総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日まで 但し、祝日、12月30日から1月3日まで除く
営 業 時 間	午前9時～午後6時

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	南大江地域在宅サービスステーション さくら 居宅介護支援事業所 山 口 淑 恵
-------	--

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名 非常勤 0名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 2名 非常勤 0名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成及び交付 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(無料) (全額介護保険により負担されます。) 但し、介護保険料の滞納によりサービス料金に相当する給付を受領できない場合は、下記の一ヶ月あたりの料金を一旦お支払い頂くこととなります。
取扱い区分		要介護1・2		要介護3～5
基本料 (1ヶ月当たり料金)	介護保険報酬 介護支援専門員1人に当りの利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 12,076円 (1,086単位×11.12)		居宅介護支援費Ⅰ 15,690円 (1,411単位×11.12)
加 算	初回加算(初回時)	3,336円(300単位×11.12)		
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,780円(250単位×11.12)		
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,224円(200単位×11.12)		
	退院・退所加算(3回限度)	(Ⅰ)イ5,004円/回(450単位×11.12) (Ⅰ)ロ6,672円/回(600単位×11.12) (Ⅱ)イ6,672円/回(600単位×11.12) (Ⅱ)ロ8,340円/回(750単位×11.12) (Ⅲ)イ10,008円/回(900単位×11.12) 1回分単価		
	緊急時等居宅カンファレンス加算(2回限度)	2,224円(200単位×11.12) 1回分単価		

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また、運営基準減算が 2 ヶ月以上継続している場合は、算定されません。

※ 特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,224 円を減額することとなります。
(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る 1 ヶ月あたりの料金は、全額を一旦お支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス計画費の支給申請を行ってください。

(6) 減算

減算名称	料金 (単位数)	算定要件
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
業務継続計画未実施減算 *	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

※ 利用料は変更になりますが、ご利用者様の自己負担はございません。

※ 業務継続計画未実施減算については令和 7 年 3 月 31 日まで 1 年間の経過措置期間があります。

3 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-----	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 サービス担当者会議の開催及びケアプラン内容について担当者から意見聴取

サービス内容担当者の意見聴取	要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービスの内容について、担当者から意見を求めること。
----------------	---

6 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新申請が遅くとも利用者が受けてい

- る要介護認定の有効期間が終了する30日前になされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
 - (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりです。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者・担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 (虐待防止に関する担当者)	管理者 山口 淑恵
------------------------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (6) 虐待防止のための指針を作成します。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたものと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

9 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品などの衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
 - ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

10 身体拘束の適正化

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記

録を行います。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉事業者総合保険
保障の概要	身体財物、管理財物、人格権侵害、経済的損害、事故対応費用、対人見舞費用

13 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう状況の聞き取り等を実施し事情の確認を行います。
- ② 苦情受付担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を検討する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(結果報告に時間を要する場合は、その旨を利用者に連絡します。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 南大江地域在宅サービスステーション さくら 苦情相談係 介護支援専門員 山口 淑恵	所在地 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目4番20号 電話番号 06-6947-3271 FAX番号 06-6947-5213 受付時間 午前9時～午後5時30分(日・祝日を除く)
【市町村(保険者)の窓口】 中央区役所保健福祉センター 地域保健福祉担当 介護保険	所在地 〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号 電話番号 06-6267-9859 FAX番号 06-6264-8283 受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室	所在地 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
【大阪市の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課	所在地 〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7号331 船場センタービル7号館3階 電話番号 06-6241-6310 FAX番号 06-6241-6608 受付時間 午前9時～午後5時30分(土・日・祝日を除く)

15 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示します。

また、当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表予定にしています。

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市中心区農人橋 1 丁目 4 番 20 号
	法人名	社会福祉法人 健 勝 会
	代表者名	理 事 長 天 満 仁
	事業所名	南大江地域在宅サービスステーションさくら居宅介護支援事業所
	説明者氏名	山口 淑恵

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏 名	

代理人	住所	
	氏 名	

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

契約書及び重要事項説明書 追記項目 別紙

南大江地域在宅サービスステーション居宅介護支援事業所 さくら

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、
福祉用具貸与の各サービス利用割合

(2024 年 9 月 ～ 2025 年 2 月)

① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、
地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 40.2%

通所介護 36.5%

地域密着型通所介護 28.5%

福祉用具貸与 70.0%

② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、
地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者
によって提供されたものの割合

訪問介護	ケア 21 中央 27.0%	アイリンク訪問介護 21.1%	あったかい手 18.8%
通所介護	さくら通所介護 38.9%	リハラフ walk 23.3%	ロハス今里 14.2%
地域密着型通所介護	レコードブック南森町 46.6%	さくらサロン 20.0%	イチローデイサービス 16.6%
福祉用具貸与	福祉用具あさひ 68.7%	ライフマーク天王寺 11.5%	株式会社ウィズ 4.0%

重要事項説明書 (居宅介護支援)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年大阪市条例第20号）」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 健 勝 会
代表者氏名	理事長 天 満 仁
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府中央区農人橋1丁目4番20号 特別養護老人ホーム さくら TEL 06-6947-5215 FAX 06-6947-5213
法人設立年月日	昭和55年 3月 7日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	南大江地域在宅サービスステーションさくら 居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業所番号	平成11年7月30日大阪府指令高第95-106号 (指定事業所番号) 2779400031
事業所所在地	大阪府中央区農人橋1丁目4番20号 特別養護老人ホーム さくら内 1階
連絡先 相談担当者	TEL 06-6947-3271 FAX 06-6947-5213 居宅介護支援事業所 介護支援専門員 山口 淑恵
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市 中央区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、介護支援専門員が利用者の相談に応じ、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるように、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。
運営の方針	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守するとともに、特に利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を配慮して、利用者自らの選択に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護サービスを総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日まで 但し、祝日、12月30日から1月3日まで除く
営 業 時 間	午前9時～午後6時

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	南大江地域在宅サービスステーション さくら 居宅介護支援事業所 山 口 淑 恵
-------	--

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業員の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名 非常勤 0名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 2名 非常勤 0名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容		提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成及び交付		別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(無料) (全額介護保険により負担されます。) 但し、介護保険料の滞納によりサービス料金に相当する給付を受領できない場合は、下記の一ヶ月あたりの料金を一旦お支払い頂くこととなります。
② 居宅サービス事業者との連絡調整					
③ サービス実施状況把握、評価					
④ 利用者状況の把握					
⑤ 給付管理					
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助					
⑦ 相談業務					
取扱い区分			要介護１・２		要介護３～５
基本料 (１ヶ月当たり料金)	介護保険報酬 介護支援専門員１人に当りの利用者の数が４０人未満の場合		居宅介護支援費Ⅰ １２，０７６円 (１，０８６単位×１１．１２)		居宅介護支援費Ⅰ １５，６９０円 (１，４１１単位×１１．１２)
加 算	初回加算（初回時）		３，３３６円（３００単位×１１．１２）		
	入院時情報連携加算（Ⅰ）		２，７８０円（２５０単位×１１．１２）		
	入院時情報連携加算（Ⅱ）		２，２２４円（２００単位×１１．１２）		
	退院・退所加算（３回限度）		(Ⅰ)イ ５，００４円／回（４５０単位×１１．１２） (Ⅰ)ロ ６，６７２円／回（６００単位×１１．１２） (Ⅱ)イ ６，６７２円／回（６００単位×１１．１２） (Ⅱ)ロ ８，３４０円／回（７５０単位×１１．１２） (Ⅲ)イ １０，００８円／回（９００単位×１１．１２） １回分単価		
	緊急時等居宅カンファレンス加算（２回限度）		２，２２４円（２００単位×１１．１２） １回分単価		

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また、運営基準減算が 2 ヶ月以上継続している場合は、算定されません。

※ 特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,224 円を減額することとなります。
(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る 1 ヶ月あたりの料金は、全額を一旦お支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス計画費の支給申請を行ってください。

(6) 減算

減算名称	料金 (単位数)	算定要件
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
業務継続計画未実施減算*	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

※ 利用料は変更になりますが、ご利用者様の自己負担はございません。

※ 業務継続計画未実施減算については令和 7 年 3 月 31 日まで 1 年間の経過措置期間があります。

3 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-----	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 サービス担当者会議の開催及びケアプラン内容について担当者から意見聴取

サービス内容担当者の意見聴取	要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービスの内容について、担当者から意見を求めること。
----------------	---

6 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新申請が遅くとも利用者が受けてい

る要介護認定の有効期間が終了する30日前になされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりです。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者・担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 (虐待防止に関する担当者)	管理者 山口 淑恵
------------------------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (6) 虐待防止のための指針を作成します。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたものと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

9 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品などの衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
 - ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

10 身体拘束の適正化

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記

録を行います。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉事業者総合保険
保障の概要	身体財物、管理財物、人格権侵害、経済的損害、事故対応費用、対人見舞費用

13 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう状況の聞き取り等を実施し事情の確認を行います。
- ② 苦情受付担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を検討する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(結果報告に時間を要する場合は、その旨を利用者に連絡します。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 南大江地域在宅サービスステーション さくら 苦情相談係 介護支援専門員 山口 淑恵	所在地 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目4番20号 電話番号 06-6947-3271 FAX番号 06-6947-5213 受付時間 午前9時～午後5時30分(日・祝日を除く)
【市町村(保険者)の窓口】 中央区役所保健福祉センター 地域保健福祉担当 介護保険	所在地 〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号 電話番号 06-6267-9859 FAX番号 06-6264-8283 受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室	所在地 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
【大阪市の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課	所在地 〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7号331 船場センタービル7号館3階 電話番号 06-6241-6310 FAX番号 06-6241-6608 受付時間 午前9時～午後5時30分(土・日・祝日を除く)

15 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示します。

また、当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表予定にしています。

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府中央区農人橋 1 丁目 4 番 20 号
	法人名	社会福祉法人 健 勝 会
	代表者名	理 事 長 天 満 仁
	事業所名	南大江地域在宅サービスステーションさくら居宅介護支援事業所
	説明者氏名	山口 淑恵

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

契約書及び重要事項説明書 追記項目 別紙

南大江地域在宅サービスステーション居宅介護支援事業所 さくら

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合

(2024年9月～2025年2月)

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 40.2%

通所介護 36.5%

地域密着型通所介護 28.5%

福祉用具貸与 70.0%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ケア21中央 27.0%	アイリンク訪問介護 21.1%	あったかい手 18.8%
通所介護	さくら通所介護 38.9%	リハラフ walk 23.3%	ロハス今里 14.2%
地域密着型通所介護	レコードブック南森町 46.6%	さくらサロン 20.0%	イチローデイサービス 16.6%
福祉用具貸与	福祉用具あさひ 68.7%	ライフマーク天王寺 11.5%	株式会社ウィズ 4.0%